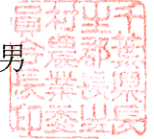


長生村農業委員会告示第8号

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和3年8月1日

長生村農業委員会 会長 井下田 哲男



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32条又 は第33条の該当 条項等	農地の所有者等 の情報
長生村信友字 野林 2102 番	田	2,917	賃貸借設定	第33条第1項	(亡) 矢部益男

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となる  
ことが確実と認められるものとして農林水産省令で定める  
農地

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同条第  
2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、農地  
の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者  
(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる  
事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員  
会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所  
在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があつた日から起算して6か月以内に所有者等から申出がな  
かつた場合には、農地法第41条の規定に基づき、農地中間管理機構にその旨を通  
知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行  
われることがある。